

伝統文化子ども教室開催要項

（目 的）

第1条 本事業は、北見市における伝統文化の継承及び奨励を目的として、伝統文化子ども教室（以下、「教室」という。）を実施する団体を公募し、公共施設における会場使用料を助成するものとする。

（対象団体）

第2条 北見市内で活動する組織・団体（保存会・実行委員会等）で、伝統文化に関する事業の実施経験を有する者を代表としていること。ただし、特定の政治活動、宗教活動に関係のあるもの及び営利的行為に関係するものを除く。

2 組織・団体の規約等を有すること。

3 活動の本拠となる事務所等を有すること。

（実施回数）

第3条 教室の目標を達成するために必要な回数とし、原則として10回以上とする。

（対 象 者）

第4条 小学校1年生から中学校3年生までを対象とし、10人以上の規模で行なうこととする。ただし、過去に伝統文化子ども教室を経験した高校生および保護者同伴の幼児も参加可能とする。

（申 請）

第5条 本事業の助成を希望する団体は、申請書（様式1）・実施計画書（様式2）に団体の名簿及び規約等を添えて、北見市教育委員会（以下、「委員会」という。）に申請する。

（承 認）

第6条 第5条において、委員会が適当であると認めた場合は、実施承認書（様式3）を交付する。

（助 成 額）

第7条 教室および発表会における会場使用料の全額を市が負担するものとする。

（実績報告）

第8条 本事業終了後、速やかに、結果報告書（様式4）を委員会に提出する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。